

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
翌日とさせていただきます)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の変更(二件) (農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(十二件) (〃)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(四件) (〃)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による公開による聴聞(〃)

◇ 公 告 平成四年度第二回鳥取県職員採用上級試験の実施(人委総務課)

告 示

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業岩井地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業阿毘緑地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同

法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百三十六号

倉吉市大立二八六番地河野正ほか十四人の者が共同して行う土地改良事業（農用地有効利用モデル集落整備事業横手地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

米子市宗像二六六番地三浦時義ほか十七人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業宗像地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十八号

日吉津村が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今吉地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十九号

日吉津村が行う土地改良事業（単県かんがい排水事業富吉地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日吉津村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）吉川地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

青谷町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）善田地区暗きょ排水及び区画整理）の認可申請については、審査した結果適当

と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十二号

赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父一号）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十三号

赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父四号用水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

赤碕町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業以西（大父四号排水路）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碓町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十五号

岩美町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）恩志第一地区暗きょ排水及び農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十六号

岩美町が行う土地改良事業（非補助事業院内地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十七号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）倭文地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十八号

久米土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）高城地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審

査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十九号

名和町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業門前地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十号

西伯町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業西伯（金山）地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十一号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）桜谷地区農業用排水及び農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年二月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百五十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成五年二月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
浜村加入区	漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年二月十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	フリーパーフェクティバルI	株式会社三共
"	スカイクッツIII	"
"	スカイクッツIV	"
"	パニースII	"
"	Mr. DJ	株式会社平和
"	女神チャンス	"

〃	ライオンフーズ 3	京築産業株式会社
〃	キエール 2	〃
〃	ライオンリーフライン D1	株式会社大同

鳥取県公安委員会告示第十四号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成五年二月十六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 聴聞の期日及び場所

平成五年二月二十四日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者

- (1) 境港市大正町一四二 能美登代美
- (2) 倉吉市秋喜西町二五 奥田幸衛

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成5年2月16日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成4年度第2回鳥取県職員採用上級試験（大学卒業程度）

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
士 木	2名
建 築	2名
農 業 士 木	2名
農業（生活経営）	1名

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額 161,400

円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号の一に該当する者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
土 木	昭和38年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者
建 築	昭和38年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者
農業土木	昭和38年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和28年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。）を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格（基礎選択項目が生活経営であるものに限る。）を平成5年3月31日までに取得する見込みのもの
農 業 (生活経営)	昭和38年4月2日から昭和46年4月1日までに生まれた者で、農業改良助長法（昭和28年法律第165号）第14条の3に規定する改良普及員の資格（生活改良普及員に係るもの又は基礎選択項目が生活経営であるものに限る。）を有するもの又は同条に規定する改良普及員の資格（基礎選択項目が生活経営であるものに限る。）を平成5年3月31日までに取得する見込みのもの

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び専門試験（多枝選択式及び記述式）とし、専門試験の出題分野は、別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

平成5年3月15日（月）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第二次試験

(1) 試験種目

論文試験、適性検査、面接試験（個別面接）及び身体検査

(2) 試験の期日

平成5年4月2日（金）（予定）

(3) 試験の場所

鳥取県庁

8 合格者の発表

(1) 第一次試験合格者

平成5年3月24日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成5年4月9日（金）（予定）に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載された後、任命権者からの提示請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定される。

採用は、平成5年5月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、中部及び西部県税事務所、八頭及び日野地方農林振興局、東京及び大阪事務所等において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

なお、申込みができる「試験の区分」は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成5年2月19日(金)から同年3月8日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成5年3月8日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 受付時間

8時30分から17時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局(電話0857-28-7353)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すると。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別表 専門試験(多枝選択式及び記述式) 出題分野一覧表

試験の区分	出 題 分 野
士 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、材料・施工、都市計画、土木計画
建 築	数学・物理、材料学、構造力学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業 土 木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農業一般
農 業 (生活経営)	家政学原論、農業経営一般、被服学、食物学、住居学、家族関係、保健衛生学、農学一般